

**小大野川小水力発電所  
EPCプロポーザル実施要領**

令和6年12月  
のりくら小水力発電合同会社  
のりくら小水力発電事業者選定実行委員会

## 目次

### 目次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第1章　背景と目的</b> .....                    | <b>3</b>  |
| <b>第2章　募集概要</b> .....                     | <b>6</b>  |
| 1. 提案募集内容.....                            | 6         |
| 2. 工事場所.....                              | 6         |
| 3. 提案条件.....                              | 8         |
| <b>第3章　募集要件</b> .....                     | <b>14</b> |
| 1. 事業スケジュール.....                          | 14        |
| 2. 資格要件.....                              | 15        |
| 3. 質問及び回答.....                            | 15        |
| 4. 参加登録.....                              | 16        |
| 5. 技術提案書等の提出.....                         | 16        |
| <b>第4章　企画提案の審査及び優先交渉権保有者</b> .....        | <b>17</b> |
| 1. プロポーザル選定実行委員会による審査 .....               | 17        |
| 2. プrezentation（審査会）の実施 .....             | 17        |
| 3. プロポーザルの審査等 .....                       | 18        |
| 4. 審査結果通知 .....                           | 18        |
| 5. 審査基準 .....                             | 19        |
| 6. 優先交渉権保有者 .....                         | 19        |
| <b>第5章　契約協議・契約締結・契約解除</b> .....           | <b>19</b> |
| 1. 契約協議 .....                             | 19        |
| 2. 契約締結 .....                             | 19        |
| 3. 契約解除 .....                             | 20        |
| <b>第6章　その他留意事項</b> .....                  | <b>20</b> |
| 1. 留意事項 .....                             | 20        |
| 2. 担当窓口 .....                             | 20        |
| 小野川小水力発電所EPCプロポーザル参加表明書及び技術提案書等作成要領 ..... | 21        |

## 第1章 背景と目的

“のりくら小水力発電合同会社”（以下、発注者という。）は、大野川区（出資調整中・出資割合5%想定）および民間事業者（参画事業者探索中）で構成される、発電事業を行うことに特化した特別目的会社で、小水力発電事業を通じ、のりくら高原ミライズ構想協議会で作成した乗鞍高原の地域ビジョン「[のりくら高原ミライズ](#)」の実現を目指します。（次ページに共有する価値観および目指すべきビジョンを示します。）

本事業は、環境省の「脱炭素先行地域」に松本市（乗鞍高原地域）が採択され、その中心事業として、小水力発電所を新設し、地域裨益型事業として、売電開始後、融資金の償還が完了次第、1/3を大野川区に配当することを目指します。

本事業の実施に当たり、専門性の高い小水力発電事業であるため、実績と構造に熟知した技術力を有する事業者から、効率的な発電、運用後の機器等のメンテナンス費用の縮減を視野に広く提案を募集します。

その中から安全性と採算性を第一に、企画提案事業者（以下、提案事業者という。）の提案に対し総合的な審査を行い、最も優れた提案事業者を、優先交渉権保有者として選定させていただきます。

なお、資材高騰等、事業環境が厳しさを増していることから、本プロポーザルにおける提案内容を通じ、事業性の確認を行います。また、本提案を積極的に受け入れ、厳しい事業環境においても事業性を確保するため、希望に応じ、優先交渉権保有者の事業参画を受け入れます。

# のりくら高原ミライズ



出典：地域ビジョン「のりくら高原ミライズ」

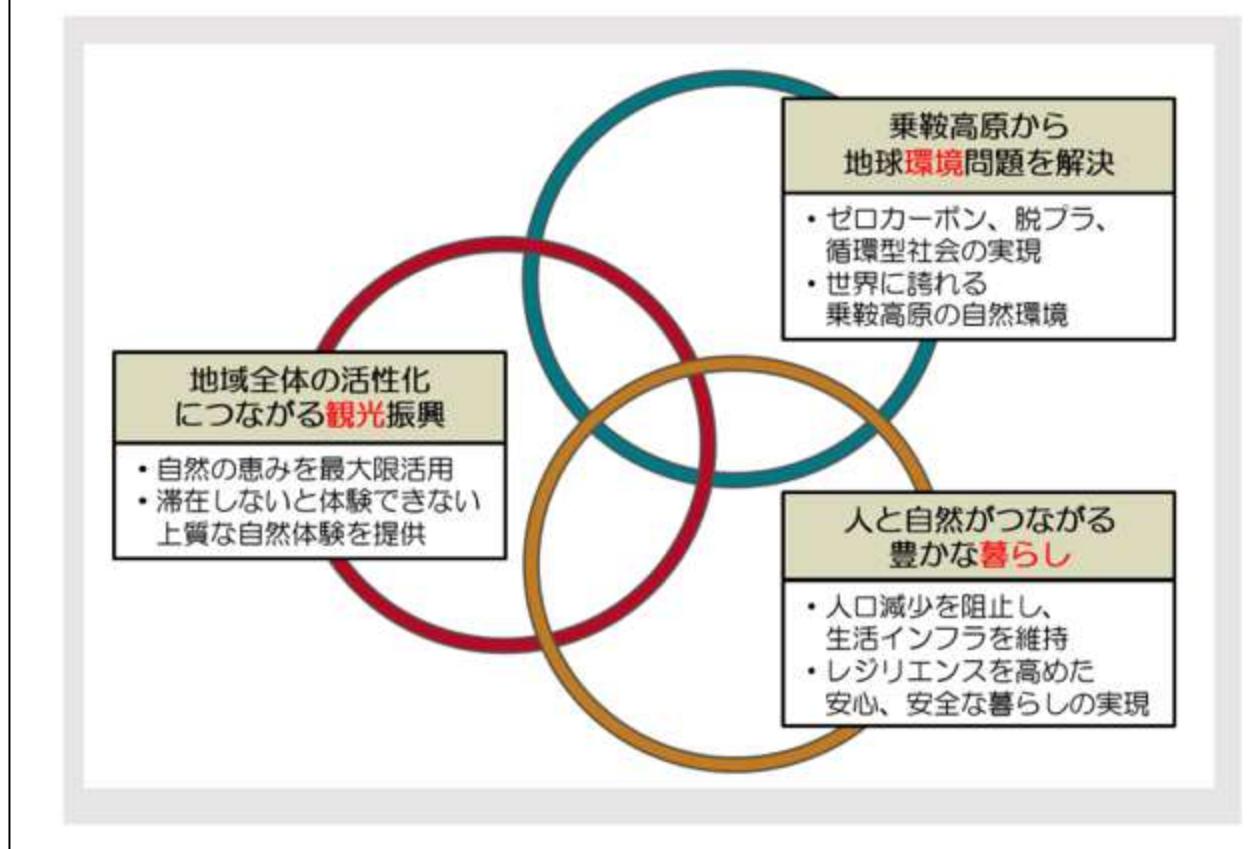
## ■共有する価値観

「自然を活かし、自然に生かされる、持続可能な暮らしづくり」

(「乗鞍地区の未来へ」より)

## ■目指すべきビジョン

「環境・暮らし・観光」の3要素を基盤とし、それぞれが相互作用しながら持続可能な地域社会を形成していく。



出典：地域ビジョン「のりくら高原ミライズ」

## 第2章 募集概要

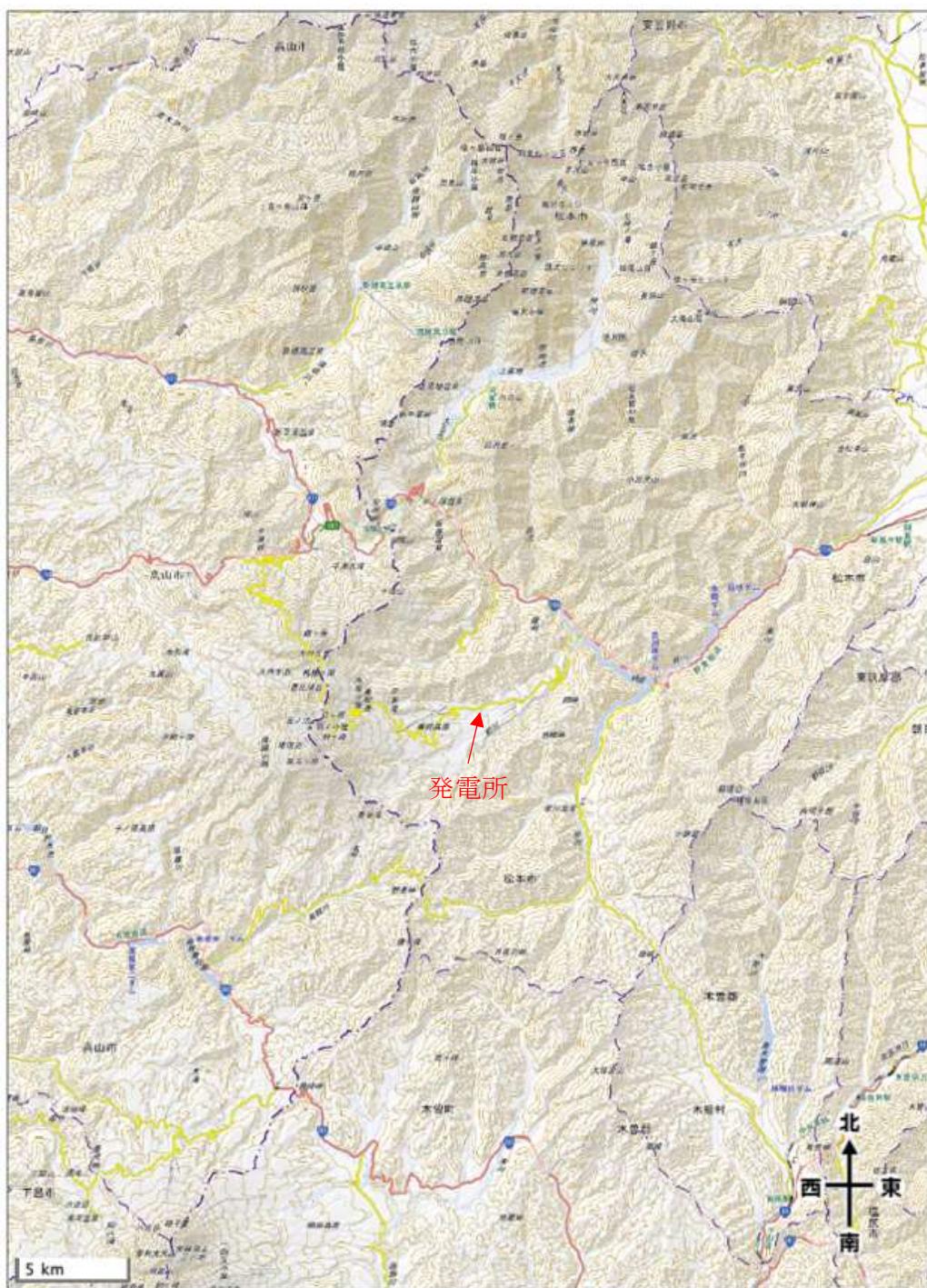
### 1. 提案募集内容

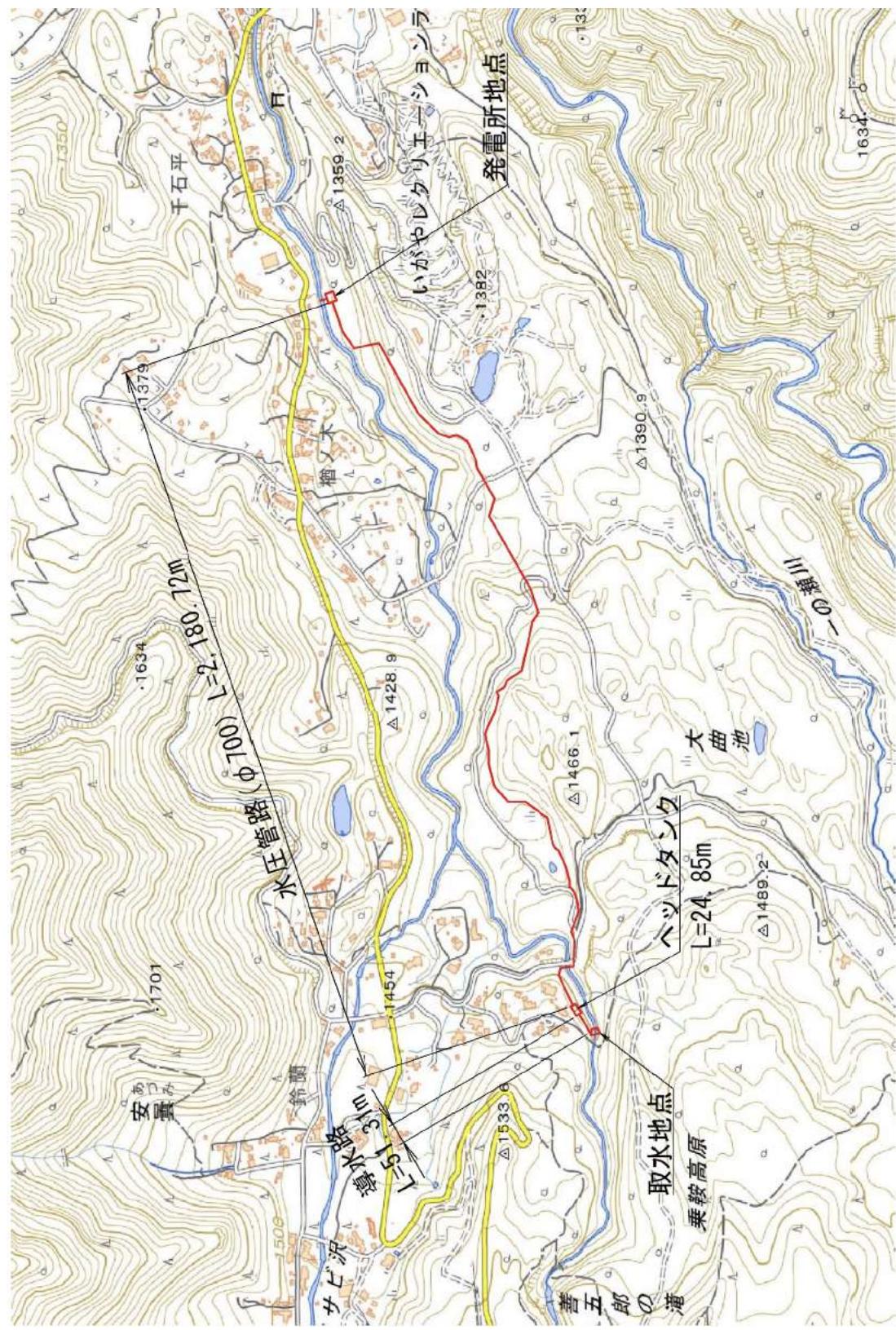
小大野川小水力発電設備新設工事（以下「本工事」という。）の実施に伴う詳細設計、施工、稼働後における保守管理方法並びに本発電事業における事業性に関する分析・見解に係る提案を募集します。

### 2. 工事場所

長野県松本市安曇小大野川地内。設備配置図を以下の図に示します。

発電所 位置図





発電所 設備配置

### 3. 提案条件

(1) 提案事業者は、自らの責務において、本工事をEPCフルターンキー（詳細設計、調達、施工、試験）にて請け負うこと。発注は、本プロポーザルにより優先交渉相手となる提案事業者を選定後、その事業者と受発注に係る条件等詳細について協議・調整を行い、まず詳細設計について随意契約を結び、詳細設計後に調達、施工、試験を一括して発注するマイルストーン型で発注する予定である。

(2) 一括再委託は原則不可とする。ただし、提案事業者においてすべての業務履行が不可能である場合、本事業の事業者を中心とする共同企業体による実施、あるいは協力事業者（共同事業者）に業務の一部を委託することは許容する。（委託する場合、委託する事業者もその業務の責を負う。）

(3) 業務内容は以下とすること。

- ・ 詳細設計のための基本設計の照査
- ・ 接続検討の回答の照査と契約のための必要資料一式の作成および電力会社との協議
- ・ 工事計画届の申請に必要な添付書類の作成
- ・ 詳細設計
- ・ 許認可申請(河川法、砂防法、自然公園法等)に必要な検討資料の作成及び許認可協議の支援
- ・ 水力発電所一式の設備の調達、工事
- ・ 水力発電所の試験

(4) 発注者から提供を予定する資料は以下に記す通りである。参加表明書受理後、秘密保持契約を交わした上で提供する。秘密保持契約に関することは、参加表明書受理後、個別に連絡する。

- ・ 基本設計一式

補足：① 基本設計においては、提供する基本設計(流量解析)の業務結果は反映していない。

② 効率性、事業性、耐久性、環境への配慮等の観点からより良い提案が可能であれば、取水構造物及び水圧管路に関し、基本設計内容に限定せず広く提案することも可能とする。

- ・ 接続検討申請資料及び回答(回答は2023年12月に中部電力パワーグリッド株より受領済み)
- ・ 正常流量検討書
- ・ 小大野川における基本設計（流量解析）の業務結果（10年間の日流量）
- ・ UAVレーザー測量結果
- ・ 河川法事前協議議事録
- ・ 砂防法事前協議議事録
- ・ 自然公園法事前協議議事録
- ・ 文化財保護法協議議事録

- (5) 施工費用は、参考額（基本設計における試算）として1,190,282,000円（税抜）を想定している。系統接続の工事に関する負担金は、除く。また、保守管理費用も除く。
- (6) 詳細設計費用（土木、機械、電気、建築）は、参考額として20,000,000円（税抜）を想定している。発注者と優先交渉権保有者との協議による随意契約とする。なお、本費用には、許可権者との協議や申請に必要な資料作成を全て含むものとする。
- (7) 発注者が実施する工事計画届、電力会社との系統接続及び売電契約手続き、長野県河川課（河川法）、北陸地方整備局松本砂防事務所および長野県砂防課（砂防法）、中部山岳国立公園管理事務所（自然公園法）に関する添付書類など、各種届出に必要な書類を作成するとともに協議に同席すること。
- (8) 維持管理内容及び費用等について独自提案をすること。
- (9) 単独運転検出装置が適用不可の可能性が高く、転送遮断装置の適用の可能性がある。転送遮断装置は中部電力パワーグリッド（株）から提供予定であるため、単独運転検出装置は所掌外とする。
- (10) 地質調査は未了。取水設備周辺および発電所放流口の現地測量を詳細設計着手時に発注者が別途実施する予定。プロポーザル提案時には、仮に基礎地盤の地盤改良は不要という想定で、検討、提案すること。
- (11) 本プロポーザルを通じ、当該小水力発電事業の事業性を確認することから、提案内容に基づき、稼働後50年間のキャッシュフローモデルを、以下の条件及び提案内容に基づき作成すること。

ア 現在までの開発費等

(税抜・円)

| 区分  | 年度  | 項目                | 開発費        | 環境省又は<br>県補助金 | 補助金を除く<br>開発費 |
|---|-----|-------------------|------------|---------------|---------------|
| 社<br>さ<br>と<br>や<br>ま<br>エ<br>ネ<br>ル<br>ギ<br>ー<br>株<br>式<br>会     | R 3 | 事業可能性調査           | 1,500,000  | 0             | 1,500,000     |
|   | R 4 | 流量調査、水質調査、水温調査    | 4,000,000  | 0             | 4,000,000     |
|   |     | 水質検査料             | 15,273     | 0             | 15,273        |
|   |     | 正常流量検討            | 3,890,000  | 1,945,000     | 1,945,000     |
|   |     | 概略設計              | 3,500,000  | 0             | 3,500,000     |
|   | R 5 | 発電計画に関するコンサル費用    | 220,000    | 0             | 220,000       |
|   |     | 接続検討料             | 200,000    | 0             | 200,000       |
| 発<br>電<br>合<br>同<br>会<br>社<br><br>の<br>り<br>く<br>ら<br>小<br>水<br>力 | R 6 | 文化財法関連の生物（蝶）調査    | 50,000     | 0             | 50,000        |
|   | R 5 | 会社設立費用他諸経費        | 352,874    | 0             | 352,874       |
|   |     | UAVレーザー測量（地形測量含む） | 12,000,000 | 8,000,000     | 4,000,000     |
|   |     | 測量時箒刈専用作業         | 1,000,000  | 0             | 1,000,000     |
|   |     | 基本設計（設備配置検討）      | 5,500,000  | 3,666,000     | 1,834,000     |
|   |     | 基本設計（流量解析）        | 3,350,000  | 2,233,000     | 1,117,000     |
|   |     | 合計                | 35,578,147 | 15,844,000    | 19,734,147    |

#### イ 売電単価（参考価格/税込み）

16. 5円/kWh

##### ※ 補足

- ① 原則、前記に示した参考価格でキャッシュフロー試算を行うこと。なお、現時点では売電先は決定しておらず、参考価格は、発注者が現事業計画で想定したものであり、この価格で買取り可能であることを保証するものではない。今後、詳細な検討が必要。
- ② キャッシュフロー試算において、提示した参考価格での事業成立が困難と判断した場合、事業成立に必要と考える売電単価を提案事業者側で検討をした上で、試算すること。この場合、作成するキャッシュフロー資料内にその売電単価を示すこと。

#### ウ 国庫補助の対象経費について

本事業は、国のモデル事業として、整備にかかる費用（税抜）のうち2/3が国庫補助対象となる。以下、国庫補助（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）に関する実施要領の関係部分を以下に示す。

#### 【交付要件（抜粋）】

- ① 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- ② FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- ③ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- ④ 水力発電については、1,000kW未満/事業であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。
- ⑤ 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を当該再エネ発電設備と同一市区町村内の脱炭素先行地域内の需要家（脱炭素先行地域の提案事業者が都道府県の場合は同一都道府県内の当該脱炭素先行地域内の需要家）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること。  
ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。  
※ 発電量の30%以内とする。

##### 補足：⑤について

- ・ 余剰電力は30%以内が要件となっているため、過大に発電できません。
- ・ 30%以内かどうかは、年間値で確認する。
- ・ 余剰電力は、松本市内で消費しなければならないこととなっている。

#### 【対象経費】 以下、環境省HPにおいて別表第一に掲げるもの

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi-240723.pdf>

※ 発電所建屋は補助対象外経費との見解が出ています。（発電所建屋基礎工事は補助対象）

## エ その他の想定（事業性検討関連）

以下は参考として提示するもの。キャッシュフロー作成において独自提案がある場合は根拠を踏まえた上で変更することは妨げない。

- ・ 出資金総額 200万円
- ・ 劣後融資総額 5,000万円  
(元本返済 売電開始後10年目から20年目まで 利息2%)
- ・ 地質調査費用 400万円

(12) 参考諸元（基本設計における検討）

| 項目     | 諸元                                    |
|--------|---------------------------------------|
| 水系・河川名 | 信濃川水系梓川支流小大野川（一級河川）                   |
| 流域面積   | 6.63 km <sup>2</sup> （参考値）            |
| 位置     | 発電所、取水口、放水口：長野県松本市小大野川地内              |
| 発電計画   | 発電方式<br>水路式                           |
|        | 取水位<br>WL. 1447.00 m                  |
|        | 水車中心位<br>EL. 1325.00 m                |
|        | 放水位<br>EL. 1322.40 m                  |
|        | 総落差<br>124.60 m                       |
|        | 有効落差<br>115.50 m                      |
|        | 使用水量<br>0.7 m <sup>3</sup> /s         |
|        | 年間可能発電量<br>3,301,447 kWh              |
| 水車     | 種類<br>基本設計はクロスフローを想定したが、種類や製造国は限定しない。 |
|        | 台数<br>642 kW・1台（参考値）                  |
| 発電機    | 種類<br>三相誘導発電機を想定するが、種類や製造国は限定しない。     |
|        | 出力・台数<br>603 kW・1台（参考値）               |
|        | 電圧<br>6.6kV                           |
|        | 周波数<br>50Hz                           |

(13) 小水力発電設備の規模は、提案事業者の提案によるが、脱炭素先行地域要件を満たす規模（地域総需要量3,300,000kWh/年）とすること。なお、水車発電機の運転可能範囲は、最大使用水量の10%から100%が望ましい。また、性能保証項目として、最大使用水量での発電機出力を保証すること。

(14) 工事竣工期限 令和9年度中を基本とし、スケジュールも含めて提案すること。

(15) 施設保守管理

発電稼働後、50年間の保守管理方法及び経費について提案すること。

(16) 水車の締切圧低下策の検討等による管材や管工事のコスト低減策を提案すること。

(17) 水圧管路は、基本設計において全区間埋設を念頭に検討していたが、国立公園の範囲外や  
国立公園内で園路から見えない範囲での地上置き（盛土は不可、地上置きの場合は露出）  
の検討は可能との見解が環境省から示されていることから、この見解を踏まえ、管路の設  
置方法や配置の検討は可能

(18) 留意事項

- ・ 設置する発電設備について、国内外製品は問わない。日常的なメンテナンスや故障などの保  
守体制、将来的な経済面を考慮し提案すること。
- ・ 資材調達や本工事の施工に当たっては、できるだけ松本市内業者への発注に努めること。
- ・ 本工事は、電気事業法における「事業用電気工作物」を設置する規定に基づき施工する  
こと。
- ・ 商用電源の停電時、発電設備異常時等に水撃作用を防止するなど急激に流量を変化させ  
ない機能を有すること。
- ・ 小水力発電設備の運転状況の確認、緊急停止操作ができるよう専用の監視制御装置を設  
けること。また、発電出力・発電電力量・異常情報等について、24時間連続で監視・  
データ出力・記録が可能な機能を有すること。
- ・ 緊急時に発電設備の停止状況が確認できる監視装置を設けること。
- ・ 発電施設の稼働時に発生する騒音対策を講ずること。
- ・ 出水時に、取水設備へ土砂の流入を防ぐため、自動的に取水を止めるような対策を講ず  
ること。
- ・ 工事期間および運転開始後に発電設備等に発注者に瑕疵がない状況で不具合が生じた場  
合、関係者間において協議のうえ、改善復旧すること。

(19) 規制

規制の範囲は別添1に示す。

上記(1)から(19)までに掲げるもの以外に生じた事案等については、都度協議を行うこ  
ととします。

### 第3章 募集要件

#### 1. 事業スケジュール

| 内 容                         | 予定期日・期間                  | 備考                              |
|-----------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| 公告（募集要項の公表）                 | 令和6年12月20日               |                                 |
| 参加表明書提出期間                   | 隨時                       | 参加表明書受理後、秘密保持契約を締結し、関係資料を共有します。 |
| 質問受付期間（1回目）                 | 令和6年12月20日～<br>令和7年1月10日 |                                 |
| 質問回答（1回目）                   | 令和7年1月16日                | メールにて受付及び回答                     |
| 質問受付期間（2回目）                 | 令和7年1月17日～<br>1月31日      |                                 |
| 質問回答（2回目）                   | 令和7年2月5日                 |                                 |
| 技術提案書等受付期間                  | 令和7年2月24日～<br>2月28日      |                                 |
| プレゼンテーション（審査会）              | 令和7年3月上旬                 | 審査会日の詳細は、参加表明者に個別に通知します。        |
| 審査結果通知                      | 令和7年3月上旬                 |                                 |
| 契約協議期間                      | 審査結果通知後～令和7年3月下旬（予定）     |                                 |
| 契約締結時期                      | 令和7年4月上旬（予定）             | 実施設計開始                          |
| 許可申請完了（工事計画届、河川法、砂防法、自然公園法） | 令和7年度下半期（予定）             |                                 |
| 実施設計完了                      | 令和8年3月下旬（予定）             |                                 |
| 工事開始                        | 令和8年4月上旬（予定）             |                                 |
| 工事完了                        | 令和10年3月下旬（予定）            |                                 |

## 2. 資格要件

- (1) 本事業は、電気、機械、土木、建築等の工種や、技術・ノウハウが多岐にわたる複合的な工事であり、高度なマネジメント手法を用いて、コスト削減や工期短縮などを図るとともに、迅速かつ確実に工事を進めていくことが必要となるため、調査・設計・建設工事はもとより電力、情報技術その他の専門的な知見を含め、提案事業者の有するノウハウ・創意工夫の発揮を期待している。
- (2) 提案事業者の要件は、以下の要件を全て満たすものとする。（共同企業体や協力事業者との体制により要件を満たすことでも可）
- ・ 過去に発電出力が100kW以上の水力発電設備において、新設もしくは大規模改修に係る設計業務及び建設工事の実績を有している。
  - ・ 建設工事を実施する企業については、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業許可を受けていること。
  - ・ 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
  - ・ 第2章3. (2)に規定する条件を遵守し、提案すること。
  - ・ 電気工事業又は機械器具設置工事業に係る建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。
  - ・ 電力会社との系統接続手続き、河川法、砂防法、自然公園法、電気事業法等の申請に必要な書類作成を支援するとともに、必要に応じて協議に同席すること。

## 3. 質問及び回答

### (1) 質問の受付期間及び回答

(1回目) 令和6年12月20日（金）～令和7年1月10日（金）

→ 回答 令和7年1月16日（木）

(2回目) 令和7年1月17日（金）～令和7年1月31日（金）

→ 回答 令和7年2月5日（水）

### (2) 質問の方法

ア 質問書（様式3）に必要な事項を記入し、電子メールにより提出してください。  
(アドレスは第6章2項に記載。以下同じ。)

イ 提出先

第6章2項を参照

#### 4. 参加登録

##### (1) 参加表明

本企画提案に参加を表明する場合は、別添「参加表明書及び技術提案書等作成要領」を参照し提出してください。

##### (2) 提出書類

ア (様式第1号) 参加表明書

イ (様式第2号) 誓約書

ウ (様式第3-1号) 共同企業体又は協力事業者との提携に関する業務分担報告書  
(共同企業体又は協力事業者との連携による参加の場合)

エ (様式第3-2号) 共同企業体又は協力事業者との連携に関する誓約書  
(共同企業体又は協力事業者との連携による参加の場合)

オ (様式第4号) 事業実績報告書 (事業実績がわかる資料を添付)

カ (様式任意) 会社概要 (パンフレット等可)

キ 登記事項証明書 (提出日から三ヶ月以内のもの、コピー可)

ク 財務諸表 (提出日から直近のもの)

ケ 印鑑証明書 (提出日から三ヶ月以内のもの、コピー可)

##### (3) 提出期間

随时

##### (4) 提出先

第6章2項を参照

##### (5) 提出方法

電子メールで提出願います。なお、後日原本を郵送願います。(送付先は別途お伝えします。)

#### 5. 技術提案書等の提出

##### (1) 提案事業者は、別添「参加表明書及び技術提案書等作成要領」のとおり、技術提案書等を必ず提出してください。

##### (2) 受付期間

期間 令和7年2月24日(月)～2月28日(金)

(3) 提出先

第6章2項を参照

(4) 提出書類

ア (様式第6号) 技術提案書(表紙)

イ (様式任意) 技術提案書(本文)

※p.21の技術提案書等作成要領を参考に記載してください。

ウ (様式任意) 提案見積書

エ (様式第7号) 配置予定技術者等一覧表

オ (様式任意) キャッシュフローまたはそれに類する事業性に関する資料

カ その他参考資料

オ その他参考資料

(5) 提出方法

電子メールで提出願います。容量が大きい場合は別途ファイル交換システム等を使用してください。なお、後日原本を1部郵送願います。

(6) その他

ア 提出後に不備等が見つかった場合は、提出期限までに修正、差替えをすることは可能です。

イ 参加表明書提出後、提案事業者が辞退する場合は、その旨を電子メールにて連絡してください。(様式任意)

## 第4章 企画提案の審査及び優先交渉権保有者

### 1. プロポーザル選定実行委員会による審査

提出された技術提案書を総合的に審査し、最も評価の高い提案を行った事業者を優先交渉権保有者として選定します。

### 2. プレゼンテーション(審査会)の実施

(1) 提案事業者のプレゼンテーション及び委員会によるヒアリングを実施します。

(2) 開催日時 令和7年3月上旬 ※日程については参加表明者へ別途通知

(3) 参加は1提案事業者5名以内とし、氏名、団体名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を下記申込先へ、令和7年3月4日(火)午後4時までに、電子メールでご連絡ください。

(4) 提案時間は1提案事業者30分以内とし、その後、質疑応答を行います。

(5) プレゼンテーション説明資料は、原則、提出した提案書の内容に沿って準備し、新たな提案を追加することはできないものとします。

- (6) プレゼンテーション会場  
ZOOMオンライン（詳細別途ご案内します。）
- (7) 提出先  
第6章2項を参照

### 3. プロポーザルの審査等

- (1) 技術評価点及び価格評価点の合計評価点が最も高い提案事業者を最優秀企画提案として選定します。
- (2) 技術評価点は、審査委員ごとに参加者の得点を計算し、全審査員の合計得点とします。
- (3) 価格評価点は、以下のとおりとします。  
$$(\text{審査員の人数} \times 20\text{点}) \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格})$$
- (4) 技術評価総得点の70%を失格基準点とし、これに満たない参加者は失格とします。
- (5) 合計得点が最も高い提案事業者が複数ある場合は、事業計画評価点が高い方を第1位とし、さらに同点の場合は、くじによる方法で順位を決定します。

### 4. 審査結果通知

- (1) 優先交渉権保有者に対し、選定結果通知書を送付します。
- (2) 審査の対象となり、(1)に該当しなかった全ての提案事業者に対し、評価得点及びその順位を記載した非選定結果通知書により、電子メールで通知します。
- (3) 非選定結果通知を受けた提案事業者は、非選定理由について、通知受理日から5日以内に書面（様式は任意、用紙サイズはA4判）により、説明を求めることができるものとし、提出方法はメールとします。  
なお、回答については、書面を受け取った日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた提案事業者に対し書面により回答します。ただし、他の提案事業者に関する説明要求は認めないものとします。

## 5. 審査基準

| 【技術評価】<br>（配点は審査員一人あたりの技術評価） | 審査事項             | 配点  | 評価項目   |
|------------------------------|------------------|-----|--|
|                              | ①企業概要            | 15点 | ・経営安定性   |
|                              |                  |     | ・工事実施運営能力  |
|                              |                  |     | ・小水力発電設備を導入した実績                                  |
|                              | ②事業計画            | 40点 | ・全体スケジュール  |
|                              |                  |     | ・工事計画  |
|                              |                  |     | ・収支計画（初期開発費、発電稼働後50年間の保守管理、売電収益を想定したキャッシュフローを確認） |
|                              |                  |     | ・安全性と緊急時の対応                                      |
|                              |                  |     | ・調達、工事及び維持管理業務等における地域経済への波及効果                    |
|                              | ③事業性改善に<br>向けた提案 | 25点 | ・環境保全や周辺住民への貢献                                   |
|                              |                  |     | ・50年間の稼働の確実性                                     |
|                              |                  |     | ・工事費を抑えるための工夫                                    |
|                              |                  |     | ・ランニングコストを抑えるための工夫                               |
|                              | 【技術評価点】計         | 80点 | ・その他、事業性改善に向けた自由提案                               |
|                              |                  |     |  |
| 【価格評価点】計                     |                  | 20点 | 20点 × (最低提案価格 ÷ 当該提案価格)                          |

## 6. 優先交渉権保有者

最優秀企画提案を行った提案事業者を優先交渉権保有者とし、契約協議を経て詳細設計の契約の締結を行うものとします。

## 第5章 契約協議・契約締結・契約解除

### 1. 契約協議

- (1) 優先交渉権保有者と工事に係る仕様書について協議し、内容を確定させたうえで契約締結します。
- (2) 仕様書の内容は、優先交渉権保有者が本プロポーザルで提案したもの的基本としますが、発注者(合同会社)と優先交渉権保有者との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わない場合は、次点の優先交渉権保有者と協議することとなります。  
協議期間 審査結果通知後～令和7年3月下旬（予定）
- (3) 優先交渉権保有者決定後、提案に基づく事業性検討の結果、事業の成立が困難と判断した場合は、契約締結に至らないことがありますので、予めご了承ください。また、本プロポーザル及び契約締結は脱炭素先行地域事業スキームを前提に進めています。

### 2. 契約締結

発注者は、契約候補者と契約規定に基づき、協議にて決定した内容（工事設計・施工）について、随意契約により契約の締結を行います。

設計 計 令和7年4月上旬（予定）

各種申請 令和7年度下半期（予定）

工事 令和8年4月～（予定）

### 3. 契約解除

- (1) 発注者と契約した事業者（以下「契約者」という。）の責に帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合、発注者は契約を解除することとします。
- (2) 契約解除は、原則双方の協議によるものとしますが、契約者の事由により解除する場合は、発注者に対し、具体的に実現性が困難になった理由、要件を説明しなければなりません。
- (3) 上記（1）（2）の場合、発注者に生じた損害は、契約者が賠償するものとします。
- (4) 社会情勢、自然災害その他不可抗力等、発注者及び契約者双方の責に帰すことができない事由により、事業の継続が困難となった場合、本事業の継続の可否について協議できるものとします。
- (5) 上記協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

## 第6章 その他留意事項

### 1. 留意事項

- (1) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とします。
- (2) 提案に要する全ての費用は、提案事業者の負担とします。
- (3) 次のいずれかに該当する提案事業者は失格とします。
  - ア 第3章2項の資格要件を満たさなくなった提案事業者
  - イ 提出書類の虚偽記載その他不正な行為をした提案事業者
  - ウ 上記に定めるもののほか、本実施要領に定める手続き、方法を遵守しない提案事業者
- (4) 提案内容に含まれる特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、物品、施工方法等を採用した結果生ずる損害は、原則として契約者が負うこととします。
- (5) 提出された書類等の著作権は、提案事業者に帰属します。
- (6) 提出された書類は、参加資格の確認、技術提案書の審査及び結果の公表以外の目的には使用しません。
- (7) 提案事業者は、委員会の審査結果に異議を申し立てることができません。
- (8) プロポーザル事務は「のりくら小水力発電事業者選定実行委員会」が行います。

### 2. 担当窓口

原則、メールでお問い合わせください。

のりくら小水力発電事業者選定実行委員会 事務局

松本市環境・地域エネルギー課 笠原・山口

メール：[norikura.hydro@gmail.com](mailto:norikura.hydro@gmail.com)（実行委員会専用アドレス）

# 小大野川小水力発電所EPCプロポーザル 参加表明書及び技術提案書等作成要領

## 1. 資料提供

秘密保持契約に基づき、資料を提供します。協力企業等へ資料を共有する場合、第三者への開示については、秘密保持契約書第4条2項に記載の通り、事前同意が必要となりますので、共有前に事前にご相談、ご連絡いただきますようお願い致します。

## 2. 参加表明について

(1) 提案事業者は、下記書類を提出してください。

- ア (様式第1号) 参加表明書
- イ (様式第2号) 誓約書
- ウ (様式第3-1号) 共同企業体又は協力事業者との提携に関する業務分担報告書  
(共同企業体又は協力事業者との連携による参加の場合)
- エ (様式第3-2号) 共同企業体又は協力事業者との連携に関する誓約書  
(共同企業体又は協力事業者との連携による参加の場合)
- オ (様式第4号) 事業実績報告書 (事業実績がわかる資料を添付)
- カ (様式任意) 会社概要 (パンフレット等可)
- キ 登記事項証明書 (提出日から三ヶ月以内のもの、コピー可)
- ク 財務諸表 (提出日から直近のもの)
- ケ 印鑑証明書 (提出日から三ヶ月以内のもの、コピー可)

(2) 提出方法

電子メールで提出願います。容量が大きい場合は別途ファイル交換システム等を使用してください。なお、後日原本を1部郵送願います。

(3) 記載及び提出の注意事項

- ア 共同企業体又は協力事業者との連携による参加で申し込む場合には、様式3-1号及び第3-2号を提出してください。
- イ 事業実績報告書 (様式第4号) については、事業実績を証明する資料として、契約書の写し等 (事業名、発注者、工事期間、発電量等の内容が確認できるもの) を添付し提出してください。

## 3. 質問及び回答実施要領などに関する質問は、質問書により提出してください。

(様式第5号) 質問書

#### 4. 技術提案書等の提出

- (1) (様式第6号) 技術提案書表紙
- (2) (様式任意) 技術提案書
- (3) (様式任意) 提案見積書
- (4) (様式第7号) 配置予定技術者等一覧表
- (5) (様式任意) キャッシュフローまたはそれに類する事業性に関する資料
- (6) 提出方法

電子メールで提出願います。容量が大きい場合は別途ファイル交換システム等を使用してください。なお、後日原本を1部郵送願います。

#### (7) 記載及び提出の注意事項

##### ア 様式第6号関連

表紙の法人名欄は、共同企業体又は協力事業者との連携による参加で提案する場合は、設計担当及び施工担当両社の企業名を記載してください。

##### イ 技術提案書関連

- ・ 技術提案書本文に記載する提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔にまとめてください。
- ・ 技術提案書は、プロポーザル実施要領p.19に示す審査事項②及び③に即して記載してください。

##### 例) 1. 提案概要

事業計画、技術提案及び事業性（事業費含む）に関する要点や提案に係るアピールポイントなどを最大3ページ程度で記載

##### 2. 事業計画

- ・ 全体スケジュール
- ・ 工事計画
- ・ 収支計画
- ・ 安全性と緊急時の対応
- ・ 調達、工事及び維持管理業務等における地域経済への波及効果
- ・ 環境保全や周辺住民への貢献

##### 3. 事業性改善に向けた提案

- ・ 50年間の稼働の確実性
- ・ 工事費を抑えるための工夫
- ・ ランニングコストを抑えるための工夫
- ・ その他、事業性改善に向けた自由提案
- ・ 技術提案書本文には、ページ番号を付してください。
- ・ 提案をわかりやすくするために視覚的表現（概念図、写真、フローチャート等）を添付する場合は、A4版縦又はA3版横の用紙を使用し所定の様式の次ページに綴り込んでください。使用できる添付用紙は各提案に対して2枚までとします。

- ・ A3版の用紙を使用した場合は、綴り込むときにはA4版サイズに折りたたんだうえで綴り込んでください。

ウ 提案見積書関連

- ・ 「詳細設計」と「調達・施工・試験」の2業務に切り分け、それぞれ作成してください。

エ 様式第7号関連

- ・ 配置予定技術者及びその事業実績について記載してください。
- ・ 事業の一部を（協力事業者を含む）他の企業へ委託し、その委託企業の技術者を配置する場合は「上記技術者を雇用する企業」欄の記載企業名の後に「（委託予定企業）」と記載してください。記載した技術者の資格者証の写し、雇用を証明するものの写し及び事業実績を確認できるものの写しを提出してください。
- ・ 「技術者の資格」欄は、国家資格に基づく資格か、実務経験に基づく資格かにより記載してください。記載した技術者の資格者証の写し、雇用を証明するものの写し、及び業務実績を確認できるものの写しを提出してください。

オ キャッシュフローまたはそれに類する事業性に関する資料

- ・ 初期開発費、発電稼働後50年間の保守管理、売電収益を想定したキャッシュフロー等、事業性の検討に活用可能な資料を作成してください。

## 5. 共通事項

全ての提出書類の文字のサイズは、10ポイント以上で記載してください。

## 様 式 一 覧

- (様式第1号) 参加表明書
- (様式第2号) 誓約書
- (様式第3－1号) 共同企業体又は協力事業者との提携に関する業務分担報告書  
(共同企業体又は協力事業者との連携による参加の場合)
- (様式第3－2号) 共同企業体又は協力事業者との連携に関する誓約書  
(共同企業体又は協力事業者との連携による参加の場合)
- (様式第4号) 事業実績報告書
- (様式第5号) 質問書
- (様式第6号) 技術提案書表紙
- (様式第7号) 配置予定技術者等一覧表